



主な内容

新年のご挨拶	p.2
事件情勢	p.4
紙上法律講座	p.7
北東西南・事務所通信	p.8
友の会	p.11



名古屋法律事務所
ウェブサイト



新しくなった事務所エントランスにて

希望を胸に ～人権が尊重される社会へ～

弁護士

兼松 洋子
かねまつ ようこ



新型コロナウイルスの感染拡大により誰もが不安を抱え、また、様々な困難や苦境に直面した2020年。年改まり、本年が希望の持てる良き年になるよう当事務所も力を尽くしていく所存です。

権力を私物化、政治のモラルを破壊、新型コロナウイルスに対しては無為無策、数々の重大疑惑への説明責任も果たすことなく退陣した安倍政権を、無反省に継承して誕生した菅政権。早々にその強権的な性格をあらわにしています。

日本学術会議への人事介入は、日本学術会議法に明らかに違反し、憲法23条の保障する学問の自由を侵害する違憲行為です。内閣の事務が法律に基づいて行われなければならないという憲法上の要請(73条)を踏みにじて平然としている姿は、独裁国家を彷彿(ほうふつ)とさせます。

コロナ禍で構造的弱者の救済こそ必要とときにあえて「自助」といい、人事を意のままにするためには法をも犯す菅首相の姿は記憶に留められるべきです。

さて、今年の当事務所友の会総会においては、官房長官時代の菅首相がメディアに圧力をかけ国民の知る権利を侵害するのに抗し、記者会見の場で正面から対峙してきた新聞記者の望月衣塑子さんを迎え記念講演を開催します。多くの人と力を合わせて声を上げ続け、憲法を尊重し、個人の尊厳が守られる政治を実現させていきたいと思っています。

今年1月22日には核兵器禁止条約が発効、世界は新たな歴史的歩みを始めます。ジェンダー平等の運動も進んでいます。希望を胸に、1人1人の人権が尊重される社会へと、歴史を前に進めていきたいと思っています。

野党連合政権の実現を

在留米軍の行動の制限や米兵犯罪を抑止するために日米地位協定見直しは緊急の課題です。辺野古新基地の建設継続は超軟弱地盤により不可能で、長期の工事と莫大な財政負担を伴い普天間基地返還の代替とはなりません。

今年こそ野党連合政権の実現で管内閣を終わらせましょう。

友の会会長
まきの ひろし
牧野 浩



初孫の成長する姿 生きがいに

昨年3月に初孫(女の子)が生まれました。めざましい発達で、ハイハイからつかまり立ち、年明けには歩き始めているかも。コロナ時代で遠方に会いに行くのも困難ですが、良く出来たスマホアプリで、毎日送られてくる動画を生きがいに仕事を頑張っています。本来「クールで売っていた」はずが、完全に「じじバカ」と化しています。

弁護士
まつもと あつひろ
松本 篤周



ふくらむ夢を 皆様とご一緒に

みなと事務所も弁護士3名・事務局員4名となりました。今年は、みなと事務所でも法律講座や憲法講座を開けたらいいなと思っています。また一層地域に役立つ法律事務所として、出張無料法律相談会も企画していきます。

あれもこれもとふくらむ夢を皆様と一緒に一歩ずつ実現していく年にしたいと考えています。いろいろなご要望を、是非お寄せください。

本年もよろしく願います。

弁護士
かとう みよ
加藤 美代



初心にかえる

今年は、当事務所において弁護士として活動を始めてから10年の節目の年になります。

一つ一つの事件を大切にすること、まずは自分で調べること、智恵を絞ること、現場を大切にすること等々、入所当時に教えられたことを大切に、初心にかえて、皆様のお役に立てるよう、これからも一歩ずつ努力を重ねていきたいと思っています。

弁護士
さかい ひろし
酒井 寛



新年のご挨拶

あけまして
おめでとうございます

今年も元気に 東海地方を楽しみます♪

東京から名古屋に移り半年。ありがたいことに人間関係に恵まれて、毎日楽しくニコニコ過ごしています。

昨年は地元三重で東員町のコスモス畑や伊賀の忍者ショーを楽しんだり、実家の畑で芋を掘ったり、人生で初めて飛騨牛を食べたり、台湾ラーメンを食べまったり、なんだかんだ東海地方を満喫しました。幸せ。今年も元気に楽しみたいと思います。

弁護士
みずたに ようこ
水谷 陽子



この一年が平安であるように

昨年65歳となり、敬老パスを使っていますが、使い道はほぼ顧問先訪問です。コロナにより本当に出かけることが少なくなってしまいました。母や孫たちと会えず、今まで当たり前だと思っていたことが当たり前でなくなっていく世界に戸惑うばかり。そして、新首相による日本学術会議会員の任命拒否。怒りを通りこして暗澹たる思いです。

この一年が平安であるように祈るばかりの新年です。

税理士
まるやま よしえ
丸山 良恵



ご縁を大切に 仕事・プライベートも充実

なごや経理の事務所に「縁」という書の額が掛けてあります。私の中学校時代の友人の娘さんである書家が書いてくださり、中学校時代の同窓生が贈ってくれたものです。

旧年も多くの方との「縁」がありました。今年も多くの方との「縁」があると思います。一人一人の方との「縁」を大切にして、仕事やプライベートを充実させていきたいと思っています。今年もいいご縁がありますように。

税理士
にしむら まさふみ
西村 匡史



国民の痛みのわかる政治を

昨年は、2月末の突然の休校から始まり、子どもたちは我慢の連続でした。通常の卒業式・入学式も部活も、学園祭もできず、夏休みは大幅に削られ、修学旅行もなくなりました。一方で、政権は未だに新型コロナウイルス感染拡大に対し場当たりの、利権中心の対応に終始しており、これでは子どもたちの我慢も報われません。

今年こそ、国民の痛みのわかる政治を望みたいです。

弁護士

かねまつ ようこ
兼松 洋子



ポスト・トゥルースの時代を 終わらせる年に

「ウソでもなんでも言ったもん勝ち」、「聞かれたことにはまともに答えない」。社会の指導層がこのような態度をとることが、日本でも世界でも、まかり通ってきました。しかし、新型コロナウイルスが猛威をふるう中、真実や科学を無視したり軽んじる姿勢は通用しないことが明らかになっています。

裁判でも、最後に立脚するものは事実です。コロナ禍を乗り越えるためにも、ポスト・トゥルース(脱真実)の時代を終わらせる年にしたいと思います。

弁護士

たるい なおき
樽井 直樹



国民の世論と運動で 菅政権を追い込む

昨年は、事務所のレイアウトが大改装されたり、勤務弁護士が交代したりと、近年になく大きな変化がありました。一番の大きな変化は安倍政権が終焉を迎えたことでした。安倍政権を追い込んだのは間違いなく私たち国民の世論と活動の成果であり、少しでも私たち自身の手で世の中を良くしていくことが出来るということに確信を持ちたいと思います。

その後誕生した菅政権は、安倍政権以上の悪逆非道と無能ぶりを見せていますが、これに対して堂々と対峙し、私たち国民の世論と運動で追い込んでいきましょう。

弁護士

よしかわ てつじ
吉川 哲治



40代をどう過ごすか 先輩方を見習って

マスクを外して皆様とお話ができる日が一日でも早く来ることを願っております。今年私は40歳を迎えます。身体が衰えてきたというのはまだ感じていませんが、40代をどう過ごすかでその先が決まる感じがしています。何歳になってもご活躍されている先輩方を見習い、ここで気合を入れ直します。

弁護士

かない ひでひと
金井 英人



笑顔取り戻すために 毎日レベルアップ

昨年より、社会全体(生活様式、各国首脳陣、アニメ映画ブーム等)が大きく変わりつつあります。その変化から多くを学び、今後に活かさねばなりません。そして、今年は、皆様のお悩みに寄り添い、笑顔を取り戻すために、的確なご提案ができるよう、「毎日レベルアップ」を目標にします。(本年4月に育休から復帰予定)

弁護士

なかがわ あみ
中川 亜美



とても興味深い デフォー『ペストの記憶』

昨年は、ダニエル・デフォーの『ペストの記憶』を読みました。同書は、1665年にロンドンを実際に襲ったペストの被害や対応を様々な角度から半分実録、半分フィクションで描いています。約400年たった現在のコロナ禍でも見られる事象が多く描かれており、とても興味深いですので、お時間があれば皆さんも読まれてみてはいかがでしょうか。

弁護士

こみや ちほ
小宮 千歩



多様さを認め合って

昨春から世界中が生活を見つめ直す状況となりました。我が家が試みたことは家庭菜園です。発見は、収穫の喜び以上に、植物とはいえ生命あるものに向き合う大変さと個体差の違いの大きさでした。人間社会もある意味共通しています。

多様なあり方を認め、違いを広く受け容れることを大切に今年も精進して参ります。

税理士

こしか けいこ
小鹿 啓子



やっぱり平和が一番!

昨年は、コロナ禍の中で来所される皆さまと所員の安全を第一に、友の会総会をはじめほぼ全ての企画を中止せざるを得ませんでした。もし、これが戦争だったら・・・と思うと「やっぱり平和が一番!」「憲法9条を守ろう!」の思いを強くしました。

本年も所員一同、よろしくお願い致します。

事務局長

とくなが まゆみ
徳永 真由美



事務局員一同

弁護士法人名古屋法律事務所
税理士法人なごや経理

年金減額取消し裁判

～幸福を保障する社会保障制度の確立のために～

弁護士 酒井 寛
さかい ひろし



年金減額取消し裁判とは

本訴訟は、平成24年に制定された年金支給額を減額する法律(「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」)及び、この法律に基づく政令や厚生労働大臣による年金減額決定が、憲法25条(生存権の保障)、及び29条(財産権の保障)に違反することなどを理由に、これを取り消す旨の裁判を求めるものです。

平成27年5月29日に名古屋地裁に訴訟提起されて以降、5年もの長きにわたり、原告(400名を超える年金受給者の方々)と被告(国)との間で、過去の裁判例や国際人権法の解釈、さらには、年金受給者の方々の生活実態などについて、書面を通じた激しい主張、反論のやり取りが繰り返されてきました。

学者ら証人・原告尋問

そして、ようやく昨年7月21日と8月18日に本訴訟の第1審の大詰めである証人尋問(これまでの原・被告双方の主張によって明らかになった争点について、どちらの主張が正しいかを判断するために、裁判官が、直接、証人や当事者の証言や供述を聴く手続)が行われました。

7月21日には、社会福祉学者であり、元大阪府立大学教授の里見賢治先生、そして、現役世代の代表として元愛労連議長の樽松佐一さんに証言をしていただき、さらに、原告の代表として茶谷寛信さんに供述をしていただきました。

里見先生には、年金財源を公費負担とした上で、最低生活保障水準を設けるべき等の主張について大変分かり易く述べていただきました。

樽松さんには、年金の切り下げが、現役世代の負担軽減に全く繋がっていないことなどについて説得力のある証言をしていただきました。

茶谷さんには、年金制度の改悪の歴史や、年金者組合が提言する「最低保障年金制度」の内容などについて詳しく述べていただきました。

2日目の期日である8月18日には、9人の原告の方々に、年金受給者の生活実態や、大変な苦勞をして年金保険料を支払ってきたこと、さらには、年金の切り下げに対する怒りなどについて、それぞれ自身の言葉で、時にはユーモアも交えながら、大変力強く語っていただきました。

第1審最後の裁判期日

証人尋問終了後、私たち弁護団は、これまでに提出した主張、証拠、及び今回の証人尋問の結果を踏まえた、総まとめの書面(最終準備書面)の作成に取りかかり、昨年10月に裁判所に対して、200頁を超える内容の最終準備書面(総論)、さらには、原告の方々の法廷における供述をまとめた最終準備書面(各論)を提出しました。

そして、11月25日の午前11時から、名古屋地裁1号法廷において、第1審の最後となる裁判期日が開かれました。この期日においては、弁護団の代表が最終準備書面の概要について述べ、また、原告団長の伊藤良孝さんを始め、2名の原告の方が本訴訟に対する思いなどを述べました。そして、判決言渡日は、本年3月25日に決まりました。

幸福を保障する制度確立のために

本裁判が、老後の幸福を保障する年金制度の確立、ひいては年金のみならず、日本に在住する全ての方々の幸福を保障する社会保障制度の確立に繋がるよう、皆様とともに最後の最後まで全力を尽くして闘って行きたいと思います。



2020年11月25日 名古屋地裁前で集会をする原告団(全日本年金者組合愛知県本部 提供)

結婚の自由を求めて ～同性婚訴訟 名古屋と全国の奮闘～

弁護士 水谷 陽子
みずたに ようこ



「結婚の自由」を求めて

2019年2月14日、札幌、東京、名古屋、大阪で、同性カップルが国を相手に、同性どうしの結婚(同性婚)を求める訴訟を提起しました。9月には九州も加わり、全国で「結婚の自由をすべての人に」訴訟として取り組んでいます。

私も弁護団の一員です。昨年当事務所に移籍するまで東京で勤務していましたので、東京弁護団として提訴に携わり、現在では、東京弁護団と名古屋弁護団の二足のわらじで奮闘しています。

「パートナーシップ制度」では解決できない多くの課題

よく、「最近では同性カップルも結婚できるようになったでしょ?」と聞かれますが、これって実は誤解なんです。

最近広がりを見せているのは、自治体による「パートナーシップ制度」です。大雑把に言うと、自治体に対し「私たちはパートナーなんです」と宣誓すると、自治体が「この二人はパートナー関係です」と証明書を発行してくれる、というものです(詳細は自治体によって様々です)。

法律上「夫婦」「配偶者」に保障されている権利は、自治体の制度では保障されません。つまり、パートナーの一方が亡くなっても相続権はないし、税務上配偶者控除を受けることはできません。国際カップルの場合、外国籍のパートナーは「日本人の配偶者」としての在留資格を得ることはできませんので、ずっと日本で日本人パートナーと暮らせる保障はありません。自治体の制度は、あくまで自治体の行政サービス内でパートナーとして扱うとか、その自治体内の事業者に理解や協力を求めるといったもので、効果はかなり限定的です。

もちろん、パートナーシップ制度が広まれば、同性カップルの存在が目に見えるようになり、社会的に承認されることで、セクシュアルマイノリティ(同性愛者などの性的少

数者)について理解が広がります。何も制度がないよりは、制度がつくれるほうがずっといいんです。

それでも、本当に不平等を乗り越えるためには、「同じ制度」で「同じ法的利益」が得られることがとても大事なんです。

名古屋の原告 渾身の意見陳述

名古屋では、男性カップル1組が原告として奮闘しています。2020年9月8日の期日では、原告による意見陳述を行いました。

男女の夫婦だったら何の問題もなくスムーズに終わる手続きに、同性ゆえに苦勞をする実態を話して頂きました。例えば、お互いがパートナーとして協力し合うという契約書を公正証書で作成した際、十数万円かかったこと、節約のためにクレジットカードで家族カードを作ろうとしたら多くのカード会社で同性カップルは対象外で、申し込めるカード会社でも提出資料やコールセンターとのやりとりが煩雑だったこと、携帯電話の契約では家族として扱ってもらえなかったことなどです。

普通のこと普通にはできないもどかしさの連続が、まるで「二流市民」と突きつけられているよう。私は法廷で原告の話を聞きながら、どれだけ悔しかっただろうかと胸が痛みました。

全国で尋問と判決へ

名古屋訴訟では、1月15日13時30分に、次期期日を迎えます。また、3月17日には、全国で最初に札幌で判決を迎えます。ぜひご注目ください。

事件情勢



訴訟支援団体「MARRIAGE FOR ALL JAPAN —結婚の自由をすべての人に—」ウェブサイト

正規労働者と非正規労働者の待遇差別を巡る一連の最高裁判決

弁護士

吉川 哲治
よしかわ てつじ



同一労働・同一賃金

『同一労働・同一賃金』という言葉を目にしたことがある方多いと思いますし、初めて聞く方でもその意味は何となく分かるのではないのでしょうか。簡単に言えば、同じ仕事をしている労働者に対しては同じ賃金が支払われるべきだという理念で、ILO(国際労働機関)を中心に展開されてきたものです。

日本でも、この理念の下、旧労働契約法20条は正規労働者と非正規労働者との間での均衡待遇を使用者側の義務として定め、この条文は現在のパートタイム・有期雇用労働法8条に引き継がれることとなりました。

そして、この条文を根拠に、非正規労働者の不均衡待遇の改善を求め、日本各地で裁判が提起されたのですが、一連の裁判について、最高裁判所が一通りの判断枠組みを示しました。

最高裁判決の内容とは

まず、今から約2年半前の2018年6月に2つの最高裁判決が出され、「①業務内容、②責任、③配置変更範囲、④その他の事情、の4つの判断要素から、正規と非正規との待遇格差が不合理か否かを判断する」とされました。そして、各種の手当につき、その手当がどういう理由や目的で支給されているのかを分析した上で、大部分の手当について、非正規労働者に支給しないのは不合理だとされました。他方で、同じ非正規労働者でも、定年後再雇用の場合は、手当の種類によっては、不支給が許容されたものもありました。

そうして、昨年の10月に合計で5つの判決が出され、手当については従前の考え方が維持されたのですが、賞与と退職金につい

ては、正規労働者との職務内容の違いや、支給の目的に「正職員としての職務を遂行しうる人材の確保やその定着を図る」という点があるとして、非正規労働者に支給しないとしても不合理ではないとされてしまったのです。

給与明細・賃金規定を確認しよう

さて、最高裁から判断の基準が示されたことで、特に非正規で働いている皆さんに訴えたいことがあります。それは、自分の給料を確認し、正社員と比べて支給されていない手当等がないかを確認してみませんか？ということです。

例えば、家族手当を支給している会社は結構ありますが、これは、扶養家族が多ければその分だけ生活費が高くなるために支給されているもので、その事情は正規労働者と非正規労働者で異なりますから、等しく支給されるべきものです。また、精勤手当についても、毎日社員に出勤してもらうためのいわゆる「ニンジン」として支給されているもので、これも正規労働者と非正規労働者で事情は異なりますから、等しく支給されるべきと言えます。

これらの手当については、非正規労働者に対して支給しないことは不合理であると判断される可能性が高く、会社側に改善を求めれば、その分だけ給料が増える可能性があるのです。

そこで、自分の給与明細や、勤務先の給料体系がどうなっているかを確認した上で、一度、当事務所の弁護士に相談されることをお勧めします。



2020年10月15日「日本郵便訴訟」判決後、最高裁前で(郵政産業労働者ユニオン 提供)

法務局における遺言書保管制度 2020年7月よりスタート

弁護士
小宮 千歩
こみや ちほ



昨年の7月からスタートした遺言書保管制度について、制度の説明や開始後の状況等を中心に取り上げようと思います。

遺言者自身が書いた遺言を、手数料を払って法務局において保管する制度

通常、遺言者の自宅で遺言書が保管されるケースが多いため、遺言書が改ざんされる、相続人が遺言書の存在に気付かないまま遺産分割をしてしまう等のリスクがありますが、遺言書保管制度は上記リスクを回避することができると言われています。また、遺言書保管官が、遺言書の形式の確認を行うため、自筆証書遺言の形式を満たしていないことにより、遺言書が無効となるリスクも回避できます。

公正証書遺言との比較

法務局による遺言書保管制度は、あくまでも遺言書を「保管する制度」であり、遺言書は遺言者自身で作成する必要があります。

したがって、遺産の範囲が狭く、内容が単純な遺言を作る場合に向いているといえます。

それに対して、公正証書遺言は、作成時に公証人が関わり、内容が担保されますので、複雑な遺言書を作る場合は公正証書にする方がよいでしょう。

もっとも、遺言書保管制度を利用する場合でも、遺言書保管官が、遺言書作成時の意思能力の確認を行うわけではありませんので、後々の紛争を完全に防ぐことができる制度ではありません。

全国での利用状況など

遺言書の保管を申請された件数は、おおむね月2000件程度で推移し、主な利用者層は60代以上であるようです。(法務省民事局資料より)

自分にはどの制度を使うのが適しているか等をはじめ、遺言の内容やその実現の仕方について、ご不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。

税金ひとくちメモ

基礎控除等の改正

税理士
西村 匡史
にしむら まさふみ



いろいろな働きに対応するために、2020年から、一定所得の場合、所得税の基礎控除が年間38万円から48万円に改正されます。しかし、生存権を保障する日本国憲法第25条の精神からすれば、私は、基礎控除はもっと増額すべきと考えます。

1965年の基礎控除は127,500円でした。当時基礎控除額の算定に当たっては、「大蔵省メニュー」という成人男子が健康な身体を維持できる為の献立を基に一年間の食費を算定し、次にエンゲル係数で除して最低生活費を求めています。このメニューによる20～27歳の年間食費は60,096円、年間生活費は185,025円でした。政府は一日2,500kcalを摂取できるような献立を国立栄養研究所に依頼したようです。献立は春夏秋冬ごとに作られており、例えば春は、朝：ごはん(170g)・京菜のみそ汁・やきちくわのおろしあえ・たくあん、昼：なつとう・チャーハン・京

菜のおひたし・たくあん、夜：ごはん・いかと野菜のみそに・わかめのすまし汁・たくあん・リンゴとなっていました。

それ以前の基礎控除の計算方法はマーケットバスケット方式と呼ばれ、その名のとおりに最低生活に必要な飲食物・衣料・入浴料・理髪代等の品目を一つ一つ積み上げて算出していました。仮に、現在この方式で計算した場合、最低でも100万円、税込で110万円にはなると言われています。

また、今回の基礎控除の改正ですが、基礎控除が上がっても、給与所得控除や年金の控除額が減額されますので、結局給与をもらっている人や、年金所得者の税金は変わりません。

その他にも、2020年の所得税法改正では、寡夫控除は廃止、寡婦控除は改正され、ひとり親控除等が創設されました。

詳しくは、税理士法人なごや経理／税理士 西村・丸山・小鹿 まで

TEL 052-451-7747 FAX 052-451-7748

笑顔いっぱい食堂が 港区稲永へ移りました！

笑顔いっぱい食堂の開催場所が、昨年6月から港区稲永の「さくらふれあいホール」へ移転しました。

コロナ感染防止のため、外出自粛が求められている状況下ではありますが、私達の食堂は、子どもや家庭とのつながりを絶やさず、孤立する人が出てこないことを目指し、感染防止対策をした上で、開催を続けることにしました。

みなさんぜひ遊びにきてくださいね。また、笑顔いっぱい食堂運営に興味がある方等スタッフの募集もしています。

■日時／原則毎月第2土曜日 11:00～13:00
先着60食限定です。なくなり次第終了します。

■場所／さくらふれあいホール（名古屋市港区稲永4-4-12 稲永消防団併設）

■代金／こどもは無料。おとなは300円。
（笑顔いっぱい食堂実行委員 弁護士・小宮千歩）



敬老パスは高齢者の生きがい 名古屋の誇り



発足集会で発言する水谷弁護士（革新市政の会 提供）

名古屋市の「敬老パス」が、2022年2月より名古屋市内のJR、名鉄、近鉄へ利用が拡大される一方で、年間利用回数が730回へ制限されます。この回数制限に反対する世論をどう高めていくのが重要です。

それには、まず敬老パス利用者が声を上げることが大切です。そして世論をつくること。

名古屋市の敬老パスは、革新本山市政の時に誕生した歴史の長い福祉政策です。内容・規模・理念、どれをとっても日本一です。

地域から反対の声を上げましょう。中村区では、「敬老パスの会（略称）」が昨年11月28日に発足し、12月9日には中村大鳥居の下で街宣署名活動を行いました。声を上げる時は今です。敬老パスは高齢者の生きがいです！（友の会幹事・藤井 茂）

今こそ！ 憲法を学ぼう



昨年8月、「革新・愛知の会」青年ネット主催でオンライン憲法学習会を開催しました。

私からは憲法で保障された人権について、クイズを交えて解説しました。また、保健所職員、コロナ患者受入れ病棟で勤務する看護師、教員など、様々な立場の方にお話を頂き、コロナ禍で市民の権利がどれだけ損なわれているのか、実態を共有しました。

大変な時だからこそ、連帯して声を上げて人権を実現していくことが大切です。オンライン活用の工夫で、安全に、地域を超えて一緒に学べるといいですね。当事務所の弁護士も講師に駆けつけます！

（弁護士・水谷陽子）

医療・介護労働110番のご報告

長引くコロナ禍の下で、文字通り最前線で体を張っている医療従事者や介護労働者の方々は、本来であれば手厚く報いられるべきなのに、政府・与党の無為無策の下で、心身の限界まで追い込まれています。そして、やはりコロナ禍による医療機関や介護施設の経営面での逼迫から、労働条件を巡る紛争も増えているようです。

そこで、去る11月1日の日曜日、少しでも医療従事者や介護労働者の悩み解決の助けになればと、愛知県医労連が主催する110番に、松本、水谷両弁護士とともに参加してきました。当日は、豊橋会場とオンラインでつなげたり、ツイッターで動画配信するなど、相談員みんなで盛り上がりながら取り組むことができました。今後もこのような110番は定期的に行われると思いますので、引き続き参加していくつもりです。（弁護士・吉川哲治）



◆本部事務所リニューアル&コロナ対策◆

リニューアルで大好評！

約20年ぶりに本部事務所の全面リニューアル工事を行いました。去年の8月中旬からスタートし、土日に工事、平日は業務と片付けで実に2カ月半！

コロナ禍の中で、飛沫対策として受付を無人にし、什器もすべて入れ替え、安全、安心に感じていただけるように清潔感のある事務所になりました。工事中にご来所された皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたが、工事業者さんはじめ多くの方々のご協力で無事完成することができました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

おかげさまで「事務所を間違えたと思った」「素敵になった」など、皆さまに好評をいただいております。お近くにお越しの節はぜひともお気軽にお立ち寄り下さい。（事務局長・徳永真由美）



みなと便り

名古屋法律事務所みなと事務所はこの一年間で人的物的に規模を拡大しました。2020年2月に私(弁護士・金井)が本部事務所からみなと事務所に移籍し、現在は事務局を合わせて7人体制で事務所を運営しております。相談室はこれまで個室2室でしたが、事務所を拡張して相談室を新設したほか、10人以上の会議や小規模な集会にも対応できるようにしました。もちろん、コロナ対策も充実させております。

今後は、地域のみなさまに、より気軽に弁護士にアクセスしていただけるよう、毎月20日のみなと無料相談や出張無料相談を実施していく予定です。また、コロナが落ち着いた頃には、みなと法

相談室を新設、会議もできます

律講座などの催し物もいっそう充実させて再開していきます。（弁護士・金井英人）



4/10
(土)

第39回 名古屋法律事務所 友の会総会

参加費
無料

完全
予約制

報道の責任と菅政権

「新聞記者」

記念講演

日本のマスメディアは、「権力を監視する」という本来の役割を果たしていない。多くの人がそう感じているのではないのでしょうか。そんななか、菅官房長官(当時)の記者会見で粘り強く質問を続ける望月衣塑子さんの姿に、日本中から注目が集まりました。

様々な妨害を乗り越え、ジャーナリストとしての本来の活動を続ける望月衣塑子さんに「新聞記者としての矜持」を語っていただきます。

原案映画
第43回日本アカデミー賞
最優秀作品賞受賞!!

講師 もちづき い そ こ
望月衣塑子さん

東京新聞記者 2017年、平和・協同ジャーナリスト基金賞奨励賞受賞。2019年、「税を追う」取材チームでJCJ大賞受賞。

■日 時/2021年4月10日(土)

【第1部】友の会総会

午前11:00~11:50

【第2部】記念講演

午後1:30~4:00

(受付は午後1:00~)

■会 場/ウインクあいち 5F小ホール1

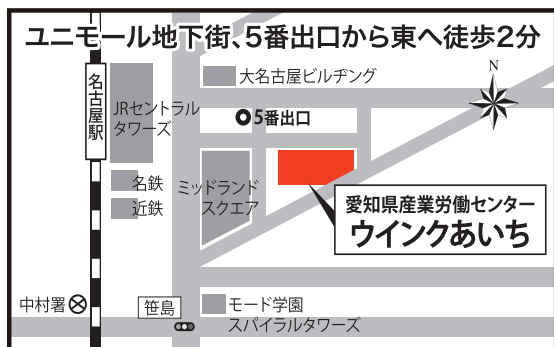
ユニモール地下街5番出口から東へ徒歩2分

■会場定員/100名

(お申込み順。定員になり次第、締め切ります)

■お申込み先/電 話 052-451-7746

Eメール tomonokai39@nagoyalaw.com



コロナウイルス感染予防に関して

- ・開催に関しては、日弁連の「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を遵守しております。
- ・当日は必ずマスクを着用してお越しください。入場時の検温で体温が37.5℃以上の方は入場をお断りします。
- ・感染状況によっては、中止となる場合もございますので、ご了承下さい。

記念講演はオンラインでの視聴も
できます(ZOOMウェビナー配信)

■定員/100名(お申込み順。定員になり次第、締め切ります)

■お申込み締め切り/3月31日(水)

■お申込み方法/ホームページもしくは
右のQRコードから
お申込みください。



ホームページアドレス/ <https://www.nagoyalaw.com/>

【お申込みフォームには、以下の事項を記載してください】

①氏名(漢字・フルネーム)

原則1名ごとのお申込みです。団体名義でのお申込みは
ご遠慮ください。

②メールアドレス

ご記載いただいたメールアドレスに、当会からZOOMウェ
ビナーの参加リンクを事前送信いたします。お間違いの
ないようにご記載ください。

③電話番号

※上記の記載事項がない場合や申込期限後のお申込みは
無効とさせていただきます。ご了承ください。

※ご提供いただいた個人情報は、適切に管理し、本企画及
び今後の行事のご案内以外には利用いたしません。

【注意事項】

動画をアップロードする等の二次配信は固くお断りいたします。

友の会

お知らせ・ご案内



新型コロナ感染予防のためのお願い

当事務所は、日弁連の「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」にもとづき、ご来所されるみなさまには、マスク着用、消毒、検温へのご協力をお願いしています。検温で37.5℃以上の方はご来所をお断りする場合がございます。ご容赦ください。

相談室の消毒や換気、電話でのご相談も引き続き実施し、今後もみなさまに安心してお越し頂けるよう予防対策を徹底してまいります。



「あらくさ」バックナンバー ホームページに掲載

夏と冬の年2回発行の「あらくさ」のバックナンバーを当事務所ホームページでも公開することになりました。現在は、前回分と前々回分が公開されています。

会員のみなさまへの冊子での「あらくさ」のご郵送は、引き続き行います。ホームページへの公開は、冊子の郵送から1～2か月程度経ってから行う予定です。

最近、会員になられた方やご興味のある方はぜひホームページでバックナンバーをご覧ください。



ゴルフ愛好会

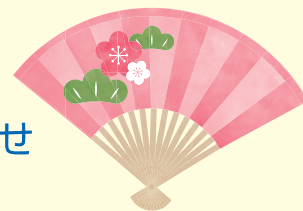
ゴルフコンペのお知らせ

■と き／3月21日(日)

■ところ／パインズゴルフクラブ

※参加ご希望の方は、事務局・榊山までお問い合わせください。

TEL:052-451-7746



友の会総会

参加費無料・要予約

第39回 名古屋法律事務所友の会総会 記念講演「新聞記者～報道の責任と営政権～」

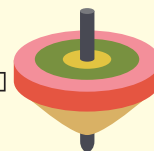
望月衣塑子さん(東京新聞記者)

■と き／4月10日(土) 午前11時～午後4時

■ところ／ウイंकあいち 5F小ホール1 [完全予約制]

※記念講演はオンラインでの視聴もできます。

詳しくは11頁をご覧ください。



■お申し込み・お問い合わせは名古屋法律事務所友の会まで

法律相談は、あらかじめお電話またはホームページの予約フォームでご予約下さい。

愛知県弁護士会所属 弁護士 松本 篤周 弁護士 加藤 美代 弁護士 兼松 洋子 弁護士 樽井 直樹 弁護士 吉川 哲治
 弁護士 酒井 寛 弁護士 金井 英人 弁護士 中川 亜美 弁護士 小宮 千歩 弁護士 水谷 陽子
 名古屋税理士会所属 税理士 丸山 良恵 税理士 西村 匡史 税理士 小鹿 啓子

弁護士法人 名古屋法律事務所 本部事務所／名古屋法律事務所友の会… TEL 052-451-7746 FAX 052-451-7749

弁護士法人 名古屋法律事務所 みなと事務所…………… TEL 052-659-7020 FAX 052-654-7749

税理士法人 なごや経理 …………… TEL 052-451-7747 FAX 052-451-7748

ホームページ <http://www.nagoyalaw.com> Eメール info@nagoyalaw.com

12月29日(火)～1月4日(月)は、年末年始のため事務所を休業させていただきます。

名古屋法律事務所友の会ニュース「あらくさ」第119号 ●発行日／2021年1月1日 ●発行者／愛知県弁護士会所属 弁護士法人名古屋法律事務所 弁護士 松本 篤周 〒453-0014 名古屋市中村区則武1丁目10番6号 側島ノリタケビル2F

ささえよう 広げよう みんなの力で――